

Title	知財権と知財活動における「攻め」と「守り」：ビジネスモデルにおける知財マネジメントの観点からの一考察
Author(s)	竹尾, 一成; 妹尾, 堅一郎; 村松, 竜弥
Citation	年次学術大会講演要旨集, 40: 474-479
Issue Date	2025-11-08
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	https://hdl.handle.net/10119/20168
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨



知財権と知財活動における「攻め」と「守り」 ～ビジネスモデルにおける知財マネジメントの観点からの一考察

○竹尾一成、妹尾堅一郎、村松竜弥、（産学連携推進機構）

motonari-takeo@nposangaku.org

キーワード：攻めと守り、攻めの知財、守りの知財、知財権、知財活動

1. はじめに

知財権と知財活動における「攻め」「守り」とは何を意味するのだろうか。例えば、ある文献では、自社事業の差別化技術を他社が実施できないように保護した特許を「守りの特許」とし、他社とのクロスライセンスを目的として他社が欲しがる特許を「攻めの特許」とする。他方、市場の拡大や自社技術の宣伝を目的として自社特許を解放する行為を「攻めの知財活動」とする文献もある。このように含意が異なる用語使用は、その解説と解釈に齟齬が生じやすいようだ。

本論文では、ビジネスモデルにおける知財マネジメントの観点から、知財権と知財活動における「攻め」「守り」に関する文献を解説・整理し、適切な解釈について考察を行う。

2. 文献における「攻め」と「守り」

2-1. 知財権と知財活動の定義

まず本論文における知財権と知財活動について、それぞれ以下のように定義する。

【知財権の定義】「知財権とは発明・著作・商標などの創造的成果に対して、他人の使用を排除する権利とする」[1]

【知財活動の定義】「知財活動とは、企業や個人が創出・保有する知財の取得・活用を通じて、事業の成立、維持継続、強化、他社優位を図る活動とする」[2]

筆者（竹尾）が知財に関する文献について調査したところ、「知財権」そのものの修飾語として「攻め」「守り」が使われていることがわかった。つまり、「攻めの知財権」や「守りの知財権」などの使われ方である。他方、「知財権」の修飾としてではなく、知財に関する活動を説明する際に「攻め」や「守り」という語が使われていることもある。つまり、「攻めの知財活動」や「守りの知財活動」のような使われ方である。以下、使われ方の用例を紹介する。

2-2. 【知財権における「攻め」と「守り】

知財権の修飾語として「攻め」「守り」が使われる用例は、多数の文献で認められる。

〈用例 1〉文献 1（丸島 儀一『知的財産戦略～技術で事業を強くするために』ダイヤモンド社、2011）[3]を見ると、知財戦略全般について著者の考えが紹介されており、知財（権）の戦略的活用に関して、「攻め」の権利や「守り」の権利が論じられている。

(1) 「守りの権利」：

「「守りの権利」とは何か。守りの権利とは、事業を守る権利であり、技術系企業の最も大切な権利である。この権利に対する侵害は許してはいけないし、ライセンスも許可すべきではない。（中略）訴訟では妥協せず絶対に勝たなければならない」。([3], p113)

「守りの権利の中心になるのは、事業競争力の基となるコア技術の特許である。」([3], p114)

「コア技術が生まれてから事業化するまでの間には、事業に必要な改良技術や関連技術を開発するものである。これらの技術の権利をもれなく取っていくことが、コア技術の権利の延命化につながる。」([3], p117)

「参入障壁の一つが、コア技術の権利の延命化を図るために形成する改良技術の関連技術の特許群である。しかし、これでもまだ弱い。もう一つ代替技術による参入という視点から障壁を築く必要がある。」([3], p118)

上記のように、コア技術やその代替技術などを保護する、事業の強みを増ための権利、事業競争力の基となる権利を「守りの権利」と表現している。

(2) 「攻めの権利」：

「「攻めの権利」とは何か。攻めの権利は、現在または将来に、自社よりもむしろ他社が実施する技術に対して設定する。そうすれば、相手に脅威を与えた状態で交渉に臨める。(中略) 守りの権利を数多く持っていても、攻めの権利を持っていなければ弱みを解消できず、事業を行えない」([3], p123)

「コア技術以外の技術についての攻めの権利形成。コア技術で他社と差別化するとしても、他社と共通する技術は数多く存在する。共通技術は他社も必要とする、(中略) 攻めの権利の対象としては最適である。([3], p124)

「この弱みを自力で解消するには、(中略) 全社の攻めの特許を活用しても十分ではない、ライセンス・インでは実施料が高額となり事業競争力がないという時に、この弱みを解消し、強みを増すためには参入分野の企業とアライアンスを組むことになる。[3], p146」

「ライセンス戦略においては、事業競争力の源泉となる知的財産(守りの権利)はライセンスせず、事業競争力にさほど影響のない知的財産(攻めの権利)のライセンスで自社の弱みを解消することを目指す。([3], p202)

上記のように、事業の弱みの解消を目的とした権利、クロスライセンス交渉の材料を目的とした権利、事業競争力にさほど影響のない権利を「攻めの権利」と表現している。これらの事例としては周辺技術や、他社との共通技術を保護する権利が例示されている。

<用例2>『日本知的財産仲裁センター「事業に対する特許の貢献度評価」の実用化研究について』[4]でも、事業活動における知財価値評価のために「守りの権利」「攻めの権利」の表現が使われている。

(1) 「守りの権利」:

「守りの特許」とは、「事業の強みを増す特許」のことをいう。具体的には、「実施技術に関する特許(実施技術特許)」、「実施技術に対して等価的価値を持つ技術に関する特許(等価的特許)」、「必要に応じて補完的に差し替え可能な技術に関する特許(補完的特許)」に加えて、「代替技術での事業参入を阻止する特許(代替技術特許)」が「守りの特許」に該当すると考えられる本研究会では、「実施技術特許」、「等価技術特許(等価的特許又は補完的特許)」及び「代替技術特許」を「守りの特許」として扱った。」[4]

(2) 「攻めの権利」:

「攻めの特許」とは、「事業の弱みを解消する特許」のことをいう。例えば、「事業の実施に影響を与える他者の特許の排他力をなくす特許」であって、「コア技術(事業競争力の源泉となる技術)ないしそれに準ずる技術(準コア技術)の実施を阻害する第三者の特許(弱みの特許)の排他力をなくす特許」が「攻めの特許」に該当すると考えられる。本研究会では、コア技術ないし準コア技術以外の技術に関する特許であっても、弱みの特許をもつ他社との間で無償のクロスライセンスなどによってコア技術の実施を確保できるとした場合、その特許は「コア技術に対する守りの特許」と等価的価値を持つと考え、そのように扱った。」[4]

表現そのものは異なるものの、「攻め」「守り」の概念は、文献1と同様であると思われる。「守りの権利」については、事業の強みを増すことを目的とすることを、また、「攻めの権利」については、事業の弱みを解消することを、それぞれ目的として記載しているからである。

2-3. 【知財活動における「攻め」と「守り】】

知財活動における「攻め」「守り」に関しても様々な文献でその使用が確認される。

<用例3>文献3(杉光一成「コーポレートガバナンス・コードと知的財産」、IPジャーナル18号(2021.9)) [5]では、以下のような使われ方をしている。

「「仮に他社の知的財産権を侵害する可能性を認識しつつあえて新規事業を開始する場合には「適切なリスクテイク」とは言い難い。(中略) このような知的財産権の調査を行う社内ルールの構築等、それ自体が「適切なリスクテイクを支える環境整備」に当たると解される。」もとともに、このような「守り」については上場企業においては既に体制整備が済んでいるところが多いであろう。」

「IPランドスケープとはおおむね「自社を含めた他社の知的財産の調査の結果を分析して経営戦略に活用すること」をいい、自社特許の新規用途開発を中心とした新規事業候補の提案、特定の技術領域の強化・補填を目的としたM&A・アライアンス先候補企業の提案などに用いられている。他社の知的財産権を侵害しないようにという消極目的ではなく、むしろ成長戦略のための積極目的で行われる点が特徴である。つまり、「守りの知財」ではなく、「攻めの知財」の一種といえる。」[5]

<用例4>文献4(若山浩一、関泰幸「事業を守る攻めの知的財産活動、日立評論(2015.04)) [6]には次のような記載がある。

「このようにして得られた特許網は、防衛目的での特許保有、海外子会社からの実施料回収のための利用にとどまらず、攻めの戦術を使って積極的に活用している。具体的には、まず顧客によるDDFの採用評価の際に、この製品に関する当社特許のリストを提示するようにした。顧客に特許の存在を認識してもらい、顧客から DDF の採用評価に参加している競合他社へ当社特許について問い合わせてもらうことを期待したものである。」[6]

この文献では、「攻めの知財活動」「守りの知財活動」との直裁的な記載はされていないものの、その文脈から知財活動を対象として、その知財活動を表現する用語として「攻め」「守り」を表現していると読めるだろう。

文献3における「攻め」「守り」に関する説明では、他社特許の侵害予防調査を「守り」と表現し、その目的を消極目的と捉えている。他方、IP ランドスケープを用いた新規事業候補提案、M&A・アライアンス先候補企業の提案などを「攻め」と表現し、その活動の目的を積極的と捉えていると理解できる。

文献4における「攻め」「守り」に関する説明では、顧客に特許の存在を認識してもらうための特許リストの提示を「攻め」と位置づけている。他方、「～の利用にとどまらず、攻めの戦術を使って～」と記載されていることから、文脈上、「攻め」の活動の前に説明した活動内容を「守り」と捉えていると読めるだろう。つまり、防衛目的での特許保有、海外子会社からの実施料の回収のための利用を「守り」と位置付けていると考えられる。

このように、知財活動における「攻め」「守り」の使われ方に関して、文献3と文献4は一見異なるように見えるものの、「攻め」「守り」の使われ方には共通の考え方があると読むことができる。

3. 考察：「攻め」と「守り」の解釈と解釈

本章では、上記の用例における用語の使われ方を整理する。

3-1. 知財権に関する「攻め」「守り」の背後の世界観の整理と考察

「知財権」における「攻め」「守り」について、引用した文献における使われの背後にはどのような世界観があるのだろうか。2つの尺度があるように読めるのではないだろうか。

第1、知財権を活用することを前提に、権利の保護対象である技術が自社事業範囲と他社事業範囲のいずれに含まれるか（権利で保護する領域の広さ）

第2、その技術が自社事業上において事業競争力にどれほど資するのか（事業競争力への寄与の度合）

そして、「守り」の権利については、自社の事業範囲内において、自社事業の事業競争力に寄与する度合いが高い権利を「守り」の権利としてとらえていると解釈できる。他方、「攻め」の権利については、他社の事業範囲内において、自社事業の事業競争力にさほど寄与する度合いが低い権利を「攻め」の権利としてとらえていると解釈できる。

以上のように、「知財権」の「攻め」「守り」は、「権利で保護する領域の広さ（自社実施範囲内のみか、他社実施範囲内も含むか）」と、保護する対象技術の自社事業上での「事業競争力への寄与度の高低」とによって整理できるように考えられる。

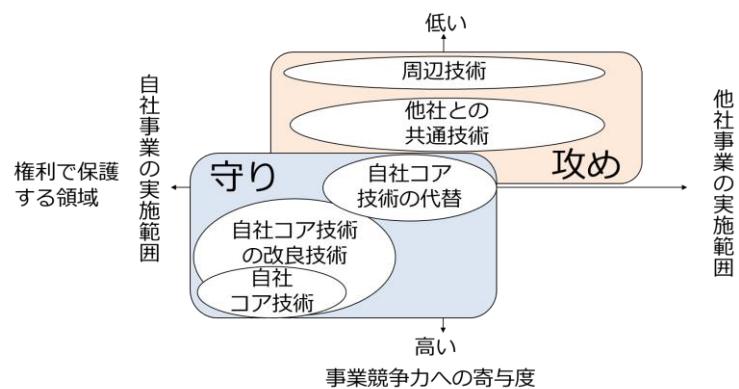
文献での「知財権」の「守り」に関する記載において、「コア技術」、「コア技術やその改良技術」、「コア技術の代替技術」などを保護する権利が「守り」の権利として適切であると読み取れるのは、この世界観によるものであろう。他方、文献での「知財権」の「攻め」に関する記載において、「周辺技術」や

「他社との共通技術」などを保護する権利が「攻め」の権利として適切であると読み取れるのも同様である。

上記知財権の「攻め」「守り」として保護されるべき技術を「権利で保護する領域」「事業競争力への寄与度」で整理すると図1のようになる。

図1を見れば、コア技術を保護する権利はより自社事業側を保護すると思われるし、事業競争力に寄与するものであると読みとれる。コア技術の改良技術は、自社事業の実施範囲のより広い範囲を保護すると思われるが、事業競争力の寄与度に関するコア技術よりも低いと読める。

図1：知財権における「攻め」「守り」
権利で保護する領域、事業競争力への寄与度での整理



また、コア技術の代替技術は、自社事業の実施範囲を保護する領域も存在するし、他社事業の実施範囲を保護する領域も少なからず存在すると考えられる。コア技術の代替技術の事業競争力への寄与度は、自社事業上においてコア技術やコア技術の代替技術よりも低くなるように思われる。他方、他社との共通技術を保護する権利は、自社事業の実施範囲と他社事業の実施範囲をまたがった領域を保護するし、事業競争力への寄与度は、他社との技術的な差別化が困難なため、それほど高いとは言えないだろう。また、周辺技術を保護する権利は、他社との共通技術と同様に、自社事業の実施範囲と他社事業の実施範囲をまたがった領域を保護するし、事業競争力への寄与度は、他社との共通技術よりも低いだろう。

文献における「知財権」の「攻め」「守り」に関する考え方から、コア技術、コア技術の改良技術、コア技術の代替技術の保護領域を「守り」の権利の領域とし、周辺技術、他社との共通技術の保護領域を「攻め」の権利の領域として図示した。

これらから、以下のことがわかるのでないだろうか。

- ・ 自社事業の実施範囲を保護する権利だからと言って、必ずしも「攻め」の権利として活用できないわけではない（周辺技術など）。
- ・ 他社事業の実施範囲を保護する権利だからと言って、必ずしも「攻め」の権利として活用しないほうがよい権利もある（自社コア技術の代替技術）

このように、保護する領域よりも事業競争力への寄与度が、知財権の「攻め」「守り」の使われ方に影響しているようだ。自社事業の実施範囲でも事業競争力への寄与度が低い権利は、クロスライセンスの交渉材料とするために他社が使いたいと思う必要はあるものの、「攻め」の権利として活用されうる。また、他社事業の実施範囲でも事業競争力への寄与度が高い権利は「守り」の権利として活用するのが適切であると言えるだろう。

いずれにしても、各事業環境に応じて知財権の「攻め」「守り」の考え方（基準）も異なるということが言えるのではないか。

なお、「知財権」における「攻め」「守り」では、「知財活動」自体の「攻め」「守り」の観点がない点は指摘しておきたい。

3-2. 知財活動に関する「攻め」「守り」の背後の世界観の整理と考察

知財活動における「攻め」「守り」に関する文献での用語の使われ方は、一見バラバラのように思われるが、積極的に行う知財活動を「攻め」、その対比となる消極的な知財活動を「守り」と位置付けていると考えられる。文献4には「守り」に関する具体的な記述はないが、特許リストの提示を「攻め」と解釈したことと対比的に推測すれば、何もないことが消極的と解釈できる。「攻め」の活動に関しては、

「外部」への働きかけが存在する点が共通していると思われる。文献3における新規事業の提案も既存事業の「外部」への働きかけと捉えられるし、M&Aやアライアンスの提案や文献4における特許リストの提供も、「外部」への働きかけそのものである。

このような「攻め」「守り」の用語の使われ方は、知財活動に限られない一般的な活動における「攻め」「守り」の用語の使われ方と同様であると思われる。辞書[7]によれば、「攻める」「守る」の意味は、以下のように説明されている。

【攻める】：「1 戦争・試合などで、こちらから進んで戦いをしかける。攻撃する。2 俗に、物事を無難にすませず、積極的な態度をとる。」[7]

【守る】：「1 侵されたり、害が及ばないように防ぐ。2 決めたことや規則に従う。3 相手の攻撃に備え、守備する。4 目を離さずに見る。みまもる。5 様子を見定める。」[7]

辞書的な定義と同様に、文献4では「攻める」の本来の意味から「自分から外部へ」「積極的」などが含意されている一方で、「守る」についても辞書的な意味から「外部から自分へ（の攻撃に備える）」などは含意されていると思われる。なお、消極的と捉えられる直接的な説明はないものの、「外部が先」という点では、「攻め」との対比で「消極的」と捉えても問題ないように思われる。

このようにみると、知財活動における「攻め」「守り」に関しては、使う側が、一般的な用語用例と同様の意味で「攻め」「守り」を使っており、知財活動特有の基準があるわけではない。

4. 提案：知財マネジメントにおける「攻め」と「守り」

4-1. 「攻め」と「守り」用語の使い方のリスク

考察を進めると、「知財権」の「攻め」「守り」については一定の考えが認められるものの、「知財活動」についての「攻め」「守り」は一般的な用語使用と同様で使われていることがわかる。さらに、「知財権」と「知財活動」では、「攻め」「守り」の使われ方が異なることもわかった。このことはどのような問題

を生じさせるだろうか。

第1は、実務上の混乱や議論のすれ違いが生じてしまうリスクが生じることだ。「攻め」「守り」の用語をどのように解釈して使用するかは、その用語を使用する者の自由ではあるものの、「攻め」「守り」の用語は企業の知財機能部門やその関連部門でも頻繁に見聞きする言葉である。本研究も、実際の知財活動の現場で混乱を生じていたことが切掛けとなって始まった。つまり、頻繁に使われる用語の解釈と解釈、用語と用例を一定させないとならない。

第2に、「知財権」における「攻め」「守り」の用語の使われ方では、特定の競合他社との対立を前提とした使われ方がなされており、近年の「対立」より「協調」を目的として知財を活用しようとする風潮に沿った使われ方ではないのではないか。そこで、ビジネスモデルにおける知財マネジメントの観点に沿った「攻め」「守り」の考え方を揃えることを提案したい。

そこで、まず「知財マネジメント」の定義として、共著者である妹尾らが2008年に放送大学の教科書で使用・提唱したものを再考してみよう。

【知財マネジメントの定義】[8]

「事業優位のために、適切と考えられるビジネスモデルを担当部門等と共に形成しつつ、市場形成と収益の確保を同時に達成・継続・展開できるような、技術の伝播・波及やブランドの普及・浸透等のコントロールを行おうとする営み」

この定義によると、まず知財マネジメントの「目的(WHY)」は、事業優位の確保である。次に「活動(What)」とは、技術の伝播・波及やブランドの普及・浸透等のコントロールをすることだとされている。ここで、「技術の伝播・波及やブランドの普及・浸透等のコントロール(以下、代表して伝播等とする)」で注意すべき点は3つある。

第1は、コントロールなので、抑制と促進の両面であること

第2に、伝播等の方向性は、自社から外部へと外部から自社への双方向があること

第3に、文献で見てきた「知財権」「知財活動」の「攻め」「守り」に関する各事例は、どのように、伝播をコントロール(抑制、促進)するのかという「手段(hows)」に該当すると考えることができること
技術の伝播等を考慮して、知財マネジメントの「手段(hows)」を整理すると、知財マネジメントの「攻め」「守り」について、見えてくるのではないだろうか。

4-2. 技術の伝播等に配慮した知財マネジメントの「手段」の整理

技術の伝播等の方向性(自社から外部、外部から自社)と、技術の伝播等の加減の程度(抑制、促進)とを考慮して、各文献で「攻め」「守り」に該当すると説明された事例やその他の手段(知財マネジメントにおける手段)を整理すると、図表2のようになる。

図表2において、「知財権」「知財活動」で「攻め」「守り」として表現される事例を考察すると、自社から外部への伝搬および外部から自社への伝搬の両方において、伝播等の抑制とされるものが「守り」と捉えられることがわかる。逆に、「攻め」と捉えられる事例は伝搬の促進に多く分類されている。

のことから、知財マネジメントの「手段(hows)」において、伝播等の抑制にかかるものを「守り」とし、伝播等の促進にかかるものを「攻め」とするのが適切ではなかろうか。そして、以下のように定義できるのではないか。

図表2：技術伝播を考慮した知財マネジメントの「手段(hows)」の整理

技術の伝播	自社から外部への伝搬	外部から自社への伝搬
抑制 (守り)	<ul style="list-style-type: none">・ノウハウ秘匿・特許網による独占的実施	<ul style="list-style-type: none">・侵害予防のための調査・設計変更による侵害回避
促進 (攻め)	<ul style="list-style-type: none">・ライセンス許諾・取得特許リストの顧客への提示・クロスライセンス	<ul style="list-style-type: none">・ライセンス取得・M&A(知財取得)・クロスライセンス

【提案：知財マネジメントにおける「攻め」「守り」の定義】

「攻め」：事業優位のために技術の伝播・波及やブランドの普及・浸透等を促進すること

「守り」：事業優位のために技術の伝播・波及やブランドの普及・浸透等を抑制すること

4-3. 「知財権」における「攻め」「守り」との比較

「知財権」の「攻め」「守り」の使われ方にとって、「事業競争力への寄与度」は重要である。前述の知財マネジメントの定義においては、その「目的(why)」は「事業優位」であった。そのため、事業競争力に寄与するように知財マネジメントという「活動(What)」を行うにあたっては、実際に実施する「手段(hows)」を工夫しなければならない。つまり、すべての知財マネジメントの「手段(hows)」は、「攻め」であろうが、「守り」であろうが、すべて「事業競争力に寄与」するために行われなければならない、と

理解されるだろう。

例えば「事業競争力にそれほど寄与しない周辺技術を保護する権利を「攻め」の権利として活用する」と考えるよりも、「周辺技術を保護する権利を「攻め」あるいは「守り」の権利として活用して事業競争力に寄与させる」と考えるほうが、より適切ではなかろうか。実際、ビジネスモデルによっては、周辺技術を網羅的に自社権利として保護し「守り」の権利として活用（例えは全く他社に許諾しない）することで、事業競争力に寄与している知財マネジメントが未だにあることも否定できない。

また、「事業競争力に寄与するコア技術を「守り」の権利として活用する」と考えるよりも、「コア技術を「攻め」あるいは「守り」の権利として活用することで事業競争力に寄与させる」と考えるほうが適切なのではないか。こちらもビジネスモデルによっては、コア技術を他社とのクロスライセンスの材料として「攻め」の権利として活用することで事業競争力に寄与させるような知財マネジメントも考えられる。

上述の知財マネジメントにおける「攻め」「守り」の定義では、上記周辺技術の活用も、コア技術の活用もそれぞれ「守り」「攻め」と判断されることになる。

以上のように、事業競争力への寄与度の高低で「攻め」「守り」を議論するのは、昭和の時代はともかく、令和の現在では適切ではなくなったように思われるのである。

4-4. 「知財活動」における「攻め」「守り」との比較

「知財活動」における「攻め」「守り」の整理では、「積極的」か「消極的」か、それが「攻め」「守り」の使われ方に影響していると解釈した。例えば、文献3では、「他社の知的財産権を侵害しないようにという消極目的ではなく」と記載されているように、他社の知財権を回避する活動は消極的、つまり「守り」と捉えられている。

しかしながら、新規事業の形成や新商品の立ち上げには侵害予防調査と他社特許に侵害する設計の変更は必須である。このような場合でも、「他社の知的財産権に侵害しないようにする活動」は消極的と言えるのだろうか。事業優位のために必要な活動であれば「積極的」「消極的」の区分は適切ではない。むしろ「必要条件」「十分条件」といった観点での再整理が必要なのではなかろうか。あるいは「侵害予防は最低限やるべきこと」といった知財マネジメントに向かうべきではなかろうか。

それは知財マネジメントのミニマムリクアイアメントを明らかにして、知財マネジメント教育の基礎となりうると考えられるのである。

5. むすび

本論では、「知財権」「知財活動」における「攻め」「守り」の文献における使われ方を調査・整理・考察した。そのうえで、「知財マネジメント」の観点での「攻め」「守り」について新たな定義を提案した。この定義によれば、従来「知財権」「知財活動」に関して使われてきた「攻め」「守り」のニュアンスと一部異なる領域が存在するものの、「協調」関係も含めた事業環境における知財マネジメントを適切に議論できるようになると想っている。

他方、知財活動の「攻め」「守り」に関しては、「積極的」「消極的」な使用法より、むしろ「必要条件」「十分条件」や「最低限行うべきミニマムリクアイアメント」等の概念整理の方が適切ではないかという結論となった。

本研究内容が、事業優位を志向する「知財マネジメント」を関係者間で議論する際に、円滑な議論が行われる一助になれば幸いである。ただし本考察はまだ十分というわけではないので、それと共に、多くの方々からのご指摘・ご助言・ご示唆がいただければ喜びである。

参考文献 (Web サイトについては最終アクセス日:2024年9月24日)

- [1] 特許法などの知的財産権法に基づき筆者作成
- [2] 知的財産基本法第2条における知的財産の概念、および知的財産推進計画2023における知財の活用戦略に基づき筆者作成
- [3] 丸島 儀一『知的財産戦略 技術で事業を強くするために』 ダイヤモンド社(2011)
- [4] 日本知的財産仲裁センター 『「事業に対する特許の貢献度評価」の実用化研究について』 (2015)
- [5] 杉光 一成『コーポレートガバナンス・コードと知的財産』 IP ジャーナル18号 (2021.9)
- [6] 若山浩一 関泰幸『事業を守る攻めの知的財産活動』 日立評論 (2015.04)
- [7] 小学館デジタル大辞泉 (<https://www.weblio.jp/cat/dictionary/sgkddj>)
- [8] 妹尾堅一郎・生越由美『社会と知的財産』 放送大学教育振興会(2008)